店舗の業務	区域の業務
法第二十九条第二項	法第三十一条の三第二項
（略）	（略）
第百二条の三	
（略）	（略）
店舗管理者	区域管理者
試験検査、不良品の処理	不良品の処理
（略）	（略）
法第二十九条の三第一項各号	法第三十一条の五第一項各号
店舗管理者	区域管理者
店舗に勤務する薬剤師、登録販売者	区域内において配置販売に従事する配置員
店舗の	区域の
法第二十九条の三第一項第二号	法第三十一条の五第一項第二号
法第二十九条の三第一項第三号	法第三十一条の五第一項第三号
全ての店舗	全ての区域
法第二十九条の三による	法第三十一条の五による
第百四条の二	第百八条の二第一項において準用する第百四条の二

（卸売販売業の営業所の構造設備の基準）

第百十条の二　法第三十四条第三項の農林水産省令で定める基準は、第百条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるもののほか、卸売販売業の業務を行うのに支障のない面積を有することとする。

（準用）

第百十条の四　卸売販売業者については、第百二条の二から第百四条の二（第二項を除く。）まで及び第百五条から第百五条の三までの規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二条の二の見出し	店舗管理者	医薬品営業所管理者
第百二条の二第一項	法第二十九条第三項の	法第三十六条第三項の
店舗管理者		医薬品営業所管理者

（新設）	（新設）
（新設）	（略）
第百二条の二	
（略）	（略）
店舗管理者	区域管理者
（新設）	（新設）
第百五条の二第一項	
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

（卸売販売業の営業所の構造設備の基準）

第百十条の二　法第三十四条第二項第一号の農林水産省令で定める基準は、第百条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるもののほか、卸売販売業の業務を行うのに支障のない面積を有することとする。

（準用）

第百十条の四　卸売販売業者については、第百二条の二から第百四条の二（第二項を除く。）まで、第百五条及び第百五条の二の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）